

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○教科用図書採択地区を設定した件の一部を改正する件 ○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 ○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 福島県教育委員会

報

○平成三十年十月十九日付け定例第三千四十七号中 正

県

○令和二年三月二十七日付け号外第二十三号中

○令和二年七月三十一日付け定例第百二十五号中

告 示

福島県告示第五百四十一号

次の病院を令和二年八月十八日救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により

令和二年八月二十八日

福島県知事

雅 雄

認定有効期限 内 堀

名称 院 社団医療法人養生会かしま病 いわき市鹿島町下蔵持字中沢

令和五年八月十七日

目二十二番地の

(地域医療課

福島県告示第五百四十二号

規定する添付書類を令和二年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、

労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者 令和二年八月二十八日 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) クスリのアオキ太平寺店 福島県福島市太平寺字沖高五四番 福島県知事

内 堀

雅

雄

ほ

の名

部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・

1 称及び住所並びに代表者の氏名 名称 株式会社クスリのアオキ 代表者の氏名 代表取締役 大規模小売店舗を設置する者 宏憲

名称 株式会社クスリのアオキ 代表者の氏名 代表取締役 大規模小売店舗において小売業を行う者 住所 石川県白山市松本町二五一二番地 宏憲

2

 \equiv 大規模小売店舗の新設をする日 石川県白山市松本町二五一二番地

<u></u> 뜻

몃 몃

四 令和三年四月十四日 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

Б. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 千三百十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

位置 別紙図面のとおり 収容台数 四十三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 別紙図面のとおり

荷さばき施設の位置及び面 収容台数 四十八台

位置 別紙図面のとおり

面積 三十六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 別紙図面のとおり

容量 六・三立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時

開店時刻 午前九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午前○時三十分まで

令和2年8月28日 金曜日 福 報 第132号 483 を 部を次のように改正する。 七 福島県教育委員会告示第四号 ○平成三十年十月十九日付け定例第三千四十七号中 教科用図書採択地区を設定した件 (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。 令和二年八月十三日 届出年月日 ぺ 令和二年八月二十八日 石川採択地区 五八四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ージ 午前六時から午後十時まで 位置 別紙図面のとおり 数 二か所 下 段 ら一六 九 七 行 熨斗戸 福 保草沢二一八九番五 保草沢二二 島 須賀川市、岩瀬郡 に改田村市、田村市、田村市、田村市、田村市、田村市、 石川郡 课教育委員 正 (昭和三十九年福島県教育委員会告示第二号) 八九番五 正 誤 に改める。 尾細沢三 尾細沢二一二九番 熨斗戸字新坂 岩瀬郡、 (商業まちづくり課) 、 石川郡、田村郡、福島県教育委員会

○令和二年七月三十一日付け定例第百二十五号中

0)

四 六 上 ら 一 ○ か 福島県収用委員会 福島県収容委員会

			ら一四	熨斗戸	熨斗戸字新坂
0	令和 二年 三	月二	十七日付	○令和二年三月二十七日付け号外第二十三号中	
	1	下	五.	第百十四条	百十四条
	1 1/	上	ら九 か	符合	符号
	110	上	ら五 か	会計換え	会計換
	二六	下	<u> </u>	承認を	承認の

県刷 発行者 印刷所 福 島株式会社第 島 印

誤

(義務教育課

九番